

住之江区役所発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由番号	WTO
1	住之江区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続【本体業務契約】	01 建物等各種施設管理 02 機械設備等保守点検	株式会社大阪ガスファシリティーズ	6,952,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
2	住之江区役所外2施設電気工作物保守点検業務他11件【包括的業務委託／指示業務契約】	01 建物等各種施設管理 02 機械設備等保守点検	株式会社大阪ガスファシリティーズ	18,823,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和7年度 ポータルサイト「すみのえ情報局」運用・保守業務委託	13-26:その他	ためま株式会社	2,027,300	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G4	—
4	令和7年度 住之江区人権啓発推進事業地区人権学習会運営業務業務委託	13-26:その他	特定非営利活動法人イー・ビーイング	1,557,900	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和7年度 住之江区見守りあったかネット事業運営業務委託	13-26:その他	社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	12,489,441	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G4	—
6	令和7年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業業務委託	13-26:その他	住之江区地域コミュニティ連合体 代表者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会	9,689,471	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
7	令和7年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託	13-26:その他	株式会社キズキ	4,520,201	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
8	令和7年度 すみのえ未来塾事業業務委託	13-26:その他	株式会社JTБ	3,337,300	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
9	令和7年度 すみのえ運動遊びプログラム事業業務委託	13-26:その他	ミズノスポーツサービス株式会社	1,004,100	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続
【本体業務契約】

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所総務課（電話番号 06-6682-9903）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続
住之江区役所外 2 施設電気工作物保守点検業務他 11 件
【包括的業務委託／指示業務契約】

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住之江区役所総務課（電話番号 06-6682-9903）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 ポータルサイト「すみのえ情報局」運用・保守業務委託

2 契約相手方

ためま株式会社

3 随意契約理由

本ポータルサイトについては、ためま株式会社がクラウドストレージに所有しているソフトウェアをすみのえ情報局用にカスタマイズしたものであり、当該事業者は現行システムの開発・保守業者であるため、本業務と密接不可分の関係にある。当該事業者以外に履行させた場合、現在の役務の便益が享受できず、また、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 総務課（ICT・企画） 電話番号 06-6682-9992

1 案件名称

令和7年度 住之江区人権啓発推進事業地区人権学習会運営業務業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人イー・ビーイング

3 随意契約理由

本業務は、区内の各校下における学校施設や会館という区民に身近な会場において、普段人権問題について考える機会がない方々も含めて気軽に足を運んでいただける魅力ある講演会等を開催し、より多くの方に参加していただくことにより、人権啓発効果を高めることを第一の目的としている。

上記の目的を達成するため、事業者には、専門のノウハウ・アイデアを持ち、魅力的かつ啓発効果の高い企画を提案することや、各地域のニーズや地域事業にフレキシブルに対応しながら学習会を運営していく能力が求められる。定められた仕様にもとづく価格のみによる競争入札で実施した場合、啓発効果や企画力といった観点で審査することができず、効果的に事業目的を達成することができる事業者であるかの判断をすることができない。

以上の理由から、本業務にとって最も適切な能力を持つ事業者を選定するためには、企画内容と価格を含めた総合的な判断をし、最も優れた提案を行った事業者を受託者に選定し契約する「公募型プロポーザル方式」により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会で協議した結果、企画内容・業務遂行能力・費用積算の妥当性などを含めた総合的な判断により、特定非営利活動法人イー・ビーイングが契約相手方として適正であるとのことであった。

住之江区としても、この意見を踏まえ、効果的かつ多くの参加者が期待できる企画内容の学習会を実施することができ、経費の積算についても妥当な提案であると判断し、特定非営利活動法人イー・ビーイングと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課 （電話番号 06 - 6682 - 9983）

特名随意契約理由

1 案件名称

令和7年度 住之江区見守りあったかネット事業運営業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会

3 随意契約理由

要援護者の見守り活動については、全市において「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により平成27年度から取組みが開始されている。同事業については、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の中間支援組織としてネットワークを有し連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を特名として、大阪市福祉局より随意契約によって委託されている。

本事業は、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を補完する形で、地域において見守り活動の研修や地域福祉に関わるコーディネートを行うことで見守り体制の構築や推進・維持を支援するものであり、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と一体的に実施する必要がある。社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会は、住之江区における「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を受託しており、また、この間、区役所とともに継続して各地域と緊密に連携・協働し、地域での見守りネットワークを充実してきた唯一の団体である。

以上のことから、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、引き続き、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会を特名として、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課 （電話番号 06 - 6682 - 9983）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業業務委託

2 契約の相手方

住之江区地域コミュニティ連合体

代表者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務は、区民の豊かなコミュニティづくりと、地域団体、区民、NPO、企業、行政などによる多様な協働（マルチパートナーシップ）による活力ある地域社会の形成を促進する事業であり、地域社会におけるコミュニティの機能低下や「公共」の分野の拡大に対処していく必要がある業務である。

よって、定められた仕様に基づく価格だけによる競争入札により事業者を決定するより、専門のノウハウやアイデアを持つ事業者から自由な発想による企画提案を受け、最も適切な事業内容を提案した事業者から提案内容に基づいて仕様書を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できると考えられるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、「住之江区地域コミュニティ連合体」が契約相手方として適正であるとのことであつた。

住之江区においても、この意見を踏まえ、事業計画書等により地域特性や幅広いネットワークを活かしたコミュニティづくりや、多様な協働による活力ある地域社会の形成に期待ができると判断し、「住之江区地域コミュニティ連合体」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課 （電話番号 06 - 6682 - 9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託

2 契約相手方

株式会社キズキ

3 随意契約理由

本業務は、住之江区内大阪市立小学校に在籍する課題のある児童に対し、学習を楽しむ体験をととした学習習慣の定着ならびに学習意欲向上を図ることを目的とし、学校やスクールソーシャルワーカーならびに福祉関係者等と連携し、対象となる児童に対し、児童個人の理解度や特性に合わせた学習支援を行うこととする。

以上の理由から、民間事業者から具体的な提案を受けることにより、より効果的な学習支援が期待できるものと考え、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

選定委員会において外部有識者の意見を聴取した結果、企画内容をはじめとした総合的な判断により「株式会社キズキ」が契約相手として最適であるとのことであった。

当区においても、この意見を踏まえ、より効果的な事業を期待できると判断し、「株式会社キズキ」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（電話番号 06-6682-9993）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 すみのえ未来塾事業業務委託

2 契約相手方

株式会社 J T B

3 随意契約理由

本業務は、住之江区内の小中学生がプログラミング的思考（論理的思考力）を育む体験学習等へ参加することで、思考力・課題解決力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指し、これからの時代を生きる子どもたちにとって、今後の時代のニーズに応えられるようになることを目的とし、キャリア教育の一環として、プログラミング教育を題材とした体験学習等をとおして、プログラミング的思考（論理的思考力）を育むことで思考力・課題解決力・判断力・表現力などの資質・能力の育成を目指し、将来の夢や目標に向かってチャレンジする気持ちを育み、子どもたちがこれからの社会を「生き抜く力」を身につける機会を創出するものである。

以上の理由から、民間事業者から具体的な提案を受けることにより、より効果的な事業が期待できるものと考え、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

選定委員会において外部有識者の意見を聴取した結果、企画内容をはじめとした総合的な判断により「株式会社 J T B」が契約相手として最適であるとのことであった。

当区においても、この意見を踏まえ、より効果的な事業を期待できると判断し、「株式会社 J T B」と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（電話番号 06-6682-9993）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 すみのえ運動遊びプログラム事業業務委託

2 契約相手方

ミズノスポーツサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、園児の遊びを通じて成長を促す専門職であるプレイリーダーを養成し、園児が遊び感覚で運動に取り組めるような環境整備を行うとともに、運動習慣及び体力の向上を図ることを目的としている。そのため、事業者の専門的知識や技術ならびに蓄積されたノウハウを活用することで事業効果を最大限に発揮させることができる考える。

具体的には運動が苦手な園児にもプレイリーダーと一体となることにより自ら積極的に運動に関わろうとする動機付けを行うことによって、運動そのものを楽しい習慣として定着させることのできるノウハウを提供できることが必要であると考えられる。

以上の理由から、民間事業者から具体的な提案を受けることにより、外部有識者による審査において最も適切な事業内容を提案した事業者を決定するほうが優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

選定委員会において外部有識者の意見を聴取した結果、企画内容をはじめとした総合的な判断により「ミズノスポーツサービス株式会社」が契約相手として最適であるとのことであった。

当区においても、この意見を踏まえ、より効果的な事業を期待できると判断し、「ミズノスポーツサービス株式会社」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（電話番号 06-6682-9993）